

第124回産業統計部会 議事録

1 日 時 令和6年7月3日（水）16:00～18:00

2 場 所 総務省第二庁舎6階特別会議室及びWeb会議

3 出席者

【委 員】

樫 浩一（部会長）

【臨時委員】

宇南山 卓、小西 葉子、清水 千弘

【審議協力者（有識者）】

田中 要範（全国漁業協同組合連合会 参事兼漁政部長）

【審議協力者（各府省等）】

静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課：橋本課長 ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：谷本室長、松井政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：森統計審査官、菊地調査官 ほか

4 議 題 海面漁業生産統計調査の変更について

5 議事録

○樫部会長 それでは定刻より若干早いのですが、皆様おそろいですので、ただ今から第124回産業統計部会を開催いたします。皆様におかれましては、お忙しい中、御参加いただきまして誠にありがとうございます。経常的な参加の皆様については、3月の農業経営統計調査の審議以来となりますが、よろしくお願いいたします。

本日は通常どおり、こちらの会場とウェブの併用で会議を進めてまいりますけれども、ウェブで御参加の皆様につきましては、いつものことでございますけれども、ネットワークの関係で声が聞きづらいなど不具合が生じることがございます。その場合には遠慮なくおっしゃっていただければというふうに思います。

本日から6月26日の第206回統計委員会で諮問されました海面漁業生産統計調査の変更について、審議を行います。今回の審議に当たっての部会の構成員につきましては、参考1に名簿をお配りしております。本調査の審議においては、水産部門の御見識の深い方から御助言を頂くために、経常的なメンバーに加えて、全国漁業協同組合連合会の田中要範参事にも御参加をいただいております。

それでは、田中審議協力者から一言御挨拶をいただければというふうに思います。

○田中審議協力者 お世話になっております。全国漁業協同組合連合会の田中と申します。私、全漁連の漁政部というところに所属しておりまして、漁業の「漁」に、政治政策の「政」の部でございます。名前のとおり政策の要望等を国に対して行う等の活動をしておりのですけれども、その際、やはり必要なことは漁業、漁村の姿を正確に捉えることでございまして、やはりその場合には統計情報というのが必携の情報となってございます。

先般の漁業センサスでも、一部協力をさせていただいたのですが、政策統計情報の分野でも微力ながら協力させていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○樫部会長 ありがとうございます。審議へのお知恵をどうぞよろしくお願いしたいというふうに思います。なお、會田委員については、所用のため本日は御欠席というふうに伺っております。また、宇南山臨時委員につきましては、途中退席というふうに伺っております。

それでは、審議に先立ちまして、私から3点ほど申し上げます。1点目は審議の進め方でございますけれども、これまでと同様、審査メモに従って事務局から審査状況と論点を説明していただいた上で、調査実施者であります農林水産省から論点について、御回答いただくという方法でやりたいと思います。その上で質疑を行うという形で進めていきます。なお、審議の過程では説明されています資料や、議論になっている資料について随時事務局で画面に表示をしていただくということにしております。

2点目は、参考2でお示ししている審議のスケジュールでございますけれども、今回の諮問につきましては、本日を含め、2回の部会の日程を予定しております。最終的な答申については、8月に開催予定の統計委員会に報告するという予定になっております。

最後に3点目ですけれども、本日の審議は18時までを予定しておりますけれども、審議の状況によりましては、若干、時間を過ぎるという可能性もあるかと思いますが、そのような場合には御予定のある方には、途中で御退席をいただくということで結構でございます。以上、よろしくお願いします。

それでは、審議に入らせていただきますが、資料1－1の諮問の概要につきましては、既に統計委員会場で一度説明をしていただいておりますので、時間の節約のために、この場での説明は割愛させていただきたいというふうに思います。また、先日の統計委員会で諮問されました際に出席された委員の方々から、行政記録情報の活用全般についての御意見がございました。しかし、本調査に関する御質問や御意見は特にございませんでしたので、早速、今回予定している変更事項の審議に入りたいというふうに思います。

まず、審査メモの2ページ目、①として、操業水域の調査事項について、行政記録情報の活用に伴い削減することについて、事務局から説明をお願いいたします。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 事務局の菊地でございます。それでは、審査メモ2ページです。

1つ目の変更事項は、今まで調査事項としていた操業水域について、行政記録情報を活用することに伴いまして、調査事項から削除するという変更です。操業水域とは、注1に書いておりますけれども、国連食糧農業機関（FAO）が定めている世界の水域区分のこ

とです。図で見た方が分かりやすいかと思いますので、別添資料 1 を画面表示いたします。この図のとおり、世界の海や内水が区分されておりまして、日本近海は太平洋北西部に含まれているということでございます。

審査メモに戻っていただきまして、審査メモ 2 ページの図表 1 を御覧いただければと思います。右の欄が変更前の調査票でして、底引き網漁業など漁業の種類、操業水域の別ごとに魚種別漁獲量を把握する調査票となっておりまして、どの種類の魚をどこの海でどのように漁獲したのかを把握するという形になっています。このどこの海で取れたかについて、操業水域として調査票に書いていただいていたのですけれども、図表 1 の左の欄のとおり、調査事項を削除するという計画でございます。

この理由ですけれども、後ほど農林水産省からも詳細に説明があると思いますが、操業水域別に区分して回答するというこの作業が報告者にとって負担が大きいというような事情がございます。

次に、審査メモ 3 ページのイの説明です。漁業経営体は日頃から漁業法等に基づいて、経常的に様々な報告が求められておりまして、令和 2 年の 12 月には、大臣許可漁業における実績の報告などを義務づける旨の法改正が施行されました。大臣許可漁業のイメージについては、審査メモの参考資料がございまして、こちらを画面表示いたします。この図の右端のとおり、大臣許可漁業とは複数の県の沖合、あと外国へ出漁する漁業について、農林水産大臣が船舶ごとに許可をするというものです。ですので、いわゆる遠洋漁業は全て大臣許可漁業というふうに御理解いただけたらよろしいかと思います。

では、審査メモに画面を戻していただきまして、大臣許可漁業における実績の報告などを義務づける旨の法改正が施行されたことに併せまして、農林水産省、具体的には水産庁ですけれども、大臣許可漁業に係る報告などを中心とした電子化を進めておりまして、令和 5 年からこの報告の情報が順次活用可能になっているということでした。

一方で日本近海とか沿岸については、操業水域としては一律に太平洋北西部に該当するので、操業水域について聞かなくても区分はできると、そういう状況でございます。このような状況を踏まえまして、審査メモ 3 ページのウのところ、統計審査官室の判断についてです。

農林水産省は、今回の変更で操業水域の調査事項を削除しますけれども、これまで行われていた操業水域別の集計については、行政記録情報と調査票情報を組み合わせることで、引き続きこれまでと同様の集計が継続されます。ですので、今回の見直しは、行政記録情報の活用により報告負担の軽減を図る一方で、従前の集計を継続するものですので、その方向については、おおむね適当というふうに考えております。

ただ一方で、操業水域別集計を行うに当たっての具体的なプロセスについては、確認しておく必要があると考えまして、論点を立てております。

事務局からは以上です。

○樫部会長 ありがとうございます。それでは論点に対する御回答を調査実施者の方からお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 農林水産省でございます。本日

はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私の方から、ただ今の論点に対する回答について御説明させていただきたいと思います。資料3をお手元に御用意いただければと思います。

まず、資料3の1の(1)ということで、今、菊地調査官の方から御説明いただきましたとおり、論点といたしましては、調査票の調査項目から操業水域が削除されるということですが、集計事項としては、そのまま残して、引き続き農林水産省において公表するということは変わらないということです。このことについて、調査項目から削除した結果、どういうふうに行行政記録情報を活用して、今までと同じような集計をするのかということについて、御説明をさせていただきたいということです。

回答の1のところで、活用したいと考えている行政記録情報についてまず御説明させていただきたいと思います。今回、活用したいと考えているのが大臣許可漁業の漁獲成績報告書というもので、漁業法に基づく大臣許可を受けた方は、船舶ごとにその日どこで何をどういう方法で獲ったかということを大臣に御報告するというような仕組みになっております。この報告された行政記録情報、我々よく漁績と言っていますが、その行政記録情報を活用したいと考えています。

具体的には、次の2ページ目を御覧ください。ここで、大臣許可漁業のうちの一事例として、遠洋底びき網漁業についてどういう報告がされるのかというものを一覧にして、記載をしております。こちらの表1が、いわゆる行政記録情報で報告される項目になります。ここで色が塗ってありますが、緑色かつ赤枠で囲っている1と17と21につきましては、まさに統計の調査の方で調べているその調査項目に代えて代替できると考えている項目となり、薄い水色で塗ってあるところは名簿の整備や、審査などに活用している項目となります。

今回調査票から操業水域の項目をなくしますが、その代わりとして活用したいと考えている部分が、17の操業位置、緯度・経度ということで、こちらを活用させていただきたいと考えています。

3ページを御覧いただければと思いますが、まず、統計調査として調査項目から操業水域を削除した理由といたしましては、先ほど審査メモの御説明の中でもお話のあったとおり、要はどこで獲ったかというものを、報告者が区分して書くということが負担になっておりまして、結果、調査票の記入のところで未記入になってしまっていたりするような事例もございました。そのような事例については、以前から農林水産省の方で先の行政記録情報を活用しながら、補完して、記載漏れがあったところに記載をするというようなことを行ってきたところです。

実際、この調査票を作成するに当たって、報告者にも負担でしたし、調査員や職員による審査の際にも、どこで漁獲されたかを確認しながら補完するというのが負担になっていました。今回、この行政記録情報である漁績の電子化が進み、非常に簡便に活用することができるようになってきたことから、これをできるだけ活用させていただきたいと考えています。

具体的に、どのように集計を行うのかということにつきまして御説明させていただきます。

す。資料3の3ページの3の(2)を見ていただきますと、日本近海、日本が含まれている水域の区分は、太平洋北西部という形で限定されています。大臣許可の場合は、この水域というのが太平洋北西部だけに限定されませんが、全ての操業場所の緯度・経度が分かるので、世界のどこの水域で漁業が行われているかということが行政記録情報(大臣許可の漁績)のこの17の操業位置の緯度・経度を見ることで分かるため、少なくとも大臣許可漁業につきましては操業水域については行政記録情報から全て分かると言えます。

大臣許可漁業は日本の近海も含んでおり、日本の近く及び日本の外というか遠いところの海が大臣許可の対象になります。一方、大臣許可でないものというのは、太平洋北西部にしかないと言えます。つまり、大臣許可であれば全ての操業水域が大臣許可の漁績により特定され、大臣許可でないものについては、日本の近くの水域である太平洋北西部という水域に区分されます。

このため、集計の手順といたしましては、資料の手順1～3の下に書いてありますが、まず大臣漁績報告から操業位置、緯度・経度を用いて、FAOの定める水域区分を特定する。これで太平洋北西部とそれ以外の世界のどこで魚を獲っているかというものは行政記録情報から特定がされます。

その次のページ中ほどの手順2では、統計の調査票から提出されたものに大臣許可によるものが含まれている場合、大臣許可の部分を除いたものは全て日本の近海、つまり日本が含まれている太平洋北西部に該当するということを説明しています。

つまり、調査票の中で、大臣許可を受けているもの、大臣許可を受けていない漁法で獲ったものというものが混在していた場合、大臣許可のものだけを取り除いたその残りは、全て太平洋北西部の水域のものということで特定することができます。また、その特定方法も手順2の下図に記載がありますとおり、水揚機関が持っているデータから、この船舶でこの漁法で獲ったものは大臣許可漁業の許可を受けている船というふうに特定されます。大臣許可漁業に係る船舶はリストとして明確になっていますので、その船を特定すれば、この船は大臣許可による漁獲、大臣許可の指定を受けていないものは大臣許可漁業以外による漁獲ということで区分することができます。

次に手順3については、まず、大臣許可漁業で水域別の漁獲量を特定します。調査票から大臣許可分を除いたもの、それは全て太平洋北西部になります。③にある一括調査票という少し別の調査方法により把握している漁獲量についても全て沿岸漁業、日本のすぐ近くでの操業によるものになり、操業水域としては全て太平洋北西部という形になります。よって、全てどこの水域で取ったものかということは分類ができるということでございます。

少し分かりにくいので、資料の5ページの中ほどにデータの由来別の水域別統計の集計表の完成図と、図の下に表で説明しています。要は大臣許可漁業は、大臣漁績報告、いわゆる行政データから、太平洋北西部と太平洋北西部以外のそれぞれの水域区分が全て特定されます。一方、大臣許可漁業を除いたものは全て太平洋北西部という水域に特定がされます。これをもって、これまで同様に水域別の区分ができるということになります。

少し分かりにくいところがあるかもしれませんが、私からの説明は以上とさせていただきます。

きます。ありがとうございます。

○樫部会長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の御説明につきまして、何かの御質問や御意見があればお願いをしたいというふうに思います。先に手が挙がった宇南山臨時委員、お願いします。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。宇南山です。

今の御説明、基本的には行政記録情報がうまく活用されて素晴らしいことだと思います。若干不安なのは、結局、大臣許可漁業を調査票で回答されたものから引き算をしなければいけないということになると、名寄せがしっかりできていないとできないことです。手順2のところで出されているようなイメージで、「〇〇経営体」で「〇〇丸1」みたいな感じで名寄せをするというイメージで書かれているのですけれども、漁船というのは何か唯一のIDみたいなものが付与されているのか。付与されていない場合には、その経営体などをもし文字列で合わせるとすると、それがうまく合わないということはないのかが少し心配です。既に手元にデータがあるとすれば、名寄せがどれぐらいうまくいくというようなことは確認されているのでしょうかというのが質問です。

以上です。

○樫部会長 ありがとうございます。それでは、御回答を。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 ありがとうございます。実はもう既にこれまでも、大臣許可漁業の漁績報告は、統計調査を補完するときに活用させていただいておりまして、従来から、大臣許可を受けている船というものはもう明確に指定をされていますので、特定することができるという実績がございまして、ここについては、問題なくできると考えています。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。安心しました。

○樫部会長 ありがとうございます。それでは、小西臨時委員どうぞ。

○小西臨時委員 ありがとうございます。まだきちんと分かっているかどうか相当不安なのですが、私も宇南山臨時委員と同じ点で調査結果から引き算する必要があるのと、名寄せの必要がある点が気になります。客体負担は減るかもしれないけれど、調査実施者の負担は相当増えるのではないかなと心配します。現在は行政記録情報を検証のために使っていたけれど、調査票情報に置き換えるとなると、システムの整備がないと無理なのではないかなと思います。今回の変更を実施するために、システム的なものを作る御予定がありますかというのが1つ目の質問です。

2つ目の質問は、客体負担の軽減のための行政記録情報の活用は是非やっていただきたいと思いますが、今回削除する操業水域の項目についてだけ今回削除する理由は何ですか？

3つ目は、変更に関係する調査対象についてです。1,700客体のうち一括調査が約200で、約1,500が漁協や組合の方に聞いているということで、全ての1,700に関して、今の御説明だとこの行政記録情報により調査で把握していた情報が取れるということでのいいのですか。

4つ目は、操業水域と漁獲量、手順3の赤枠のところだと、各漁業水域でどれだけ取れ

たかの漁獲量は見られるけれど、どうやって取ったかと、どの魚種というのは相変わらず調査票で聞き続けるのか。そして引き算するときに、きちんと識別できるのかです。どの方法でのところは行政記録情報を使わないで、操業水域が削除されたときに、調査票情報から正しく水域と方法と魚種が結びつくのですかというのが4つ目の質問です。よろしくお願いします。

○樫部会長 よろしいでしょうか。御回答をお願いします。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 小西臨時委員、ありがとうございます。

まず、最初の1つ目の質問で、客体の報告者の負担は減るかもしれないけれど、調査をする側の負担がすごく増えるのではないかというような御趣旨の御質問を頂いていたと思います。

この水域の区分については、現時点でも調査員や職員側が相当補完を行っているという実態があるため、農林水産省側の負担については、今とあまり変わらないというのが実態になります。

ただ一方で、報告者側に一部区分して記載していただく場合、その負担も大変だったということで、まず、報告者側の負担を楽にしたいというか、負担軽減につなげたいと考えております。実際、行政記録情報がかなり電子化され、まとまったデータが頂けるようになりました。以前は、大臣許可漁業の漁績をPDFにしたもの、様式をそのままPDF化、つまり紙を取り込んだようなものを御提供していただいて、それと突合していたのですが、電子化された状態で漁績の行政記録情報の方を御提供いただけることになりましたので、その突合や大臣許可部分を除外するというような作業も以前に比べると大分容易になってきたため、今回の申請で、現場にも報告者にも負担をかけるような方法をそのまま続けるよりは、最大限、行政記録情報の方を活用することで報告者の負担も減らし、また、我々も行政記録情報を電子データとして御提供いただけることで、効率的に集計することができるようになりますので、操業水域の調査項目からの削除を是非進めたいというふうに考えているというところです。

それから、ほかの漁業種類などもある中、なぜ水域だけ行政記録情報を使うのかという御質問がございました。実はこの部分は、次の論点の方でも少し御指摘を頂いていることにも関係しています。まず、この大臣許可漁業で分かることについては、2ページ目の一覧表に戻っていただきたいのですが、一覧表の1つ目の報告書名というところがございます。1の報告書名に遠洋底びき網漁業に係る漁獲成績報告書となっています。要はこの漁業種類は、大臣の許可を取らなくてはならないと指定された漁業種類で、報告書名自体が大臣許可漁業の漁業種類ということになります。我々が調べている、まさにどういう方法で獲ったかという漁業種類というのは、漁業種類ごとにこの行政記録情報が出てきますので、まず行政記録情報としては報告書の名称で分かるということになります。

また、どんな方法で獲ったかということも報告書名で分かりますし、また、この表1の21番の情報で、お魚の種類、魚種別の漁獲量ということが分かりますので、どんなお魚をどういう漁法で獲ったかというものがこの漁績から分かるということになります。水域

の場合は、太平洋北西部以外の部分はもう全部、大臣許可漁業と分かるのですけれども、どんな方法で獲った、また、どんなお魚を獲っているかというのはもっと複雑で、大臣許可と大臣許可以外のものが混在していたときに、漁業種類と魚種で大臣許可のものだけを除いて報告することが、かえって報告者負担になります。クロス集計する際も漁船毎の事前確認が必要となり、非常に煩雑になります。大臣許可と大臣許可ではないものが混在している漁業種類は、大臣許可分のみを行政記録情報とし、一部のデータだけ置き換えて、それぞれクロス集計してまた後からクロス集計したものを統合するという作業も生じますし、かえって統計上負担となり、誤り、間違いも起こり得るので、すぐに大臣許可漁業を全部置き換えるというのは正直難しいかなというふうに思っています。

ただ、その水域については、過去にもともとその水域を書くということが抜けてしまっていて、かなり職員の方で補完をしていましたので、データで水域の区分ができることとなるため、今回、行政記録情報を使わせてもらうことで、負担が軽減するという見込みがありますので、そこは使いたいと思っています。特に水揚機関で大臣許可とそれ以外が混在してしまっている場合、水域は行政記録情報を区分するのみであるため、間違いなく整理できると思っているのですけれども、魚の魚種と漁業種類については、一部データを抜いてからクロス集計を行うというと、報告者の負担も減らないですし、調査の取りまとめ側の負担もあまり変わらない。かえって負担が増えるということも考えられますので、直ちに全てを一律、行政記録情報で置き換えるというのは難しいと思っているというところ です。

そういう意味で、今回、行政記録情報を活用したいとしている大臣許可漁績の報告の中には、漁業種類であったり魚種別というものも含まれていますけれども、調査票の一部からそのデータを抜くということがかえって煩雑であるというのが、実態になっておりまして、本当は全て行政記録情報で把握可能であれば、もしかしたら統計調査そのものが要らないのかもしれないですが、まだそういう状況になっていないので、行政記録情報を無理に活用することでかえって調査客体や統計調査に携わる者の負担が増えてしまう可能性もあると考えています。そうは言っても行政記録情報を使うことがメリットになるような部分は積極的に使いたいということで、今回、水域区分、ここは行政記録情報を使うことで今よりも調査客体の負担も減るし、職員の負担も減るということで使いたいのですが、小西臨時委員から御指摘のあったほかの部分については、まだ正直言うと全部の置き換えるのは難しいと思っていますので、どのお魚をどうやって獲ったかというところまでを全て置き換えるということまでは考えていないというのがお答えになります。

一つ一つきちっとお答えできていないかもしれませんが、お分かりいただけますでしょうか。

○小西臨時委員 多分6割ぐらい分かりました。私の質問も分かりにくかったと思うので、次の議題にも関わします。私の理解では、一括調査と言われて今地方農政局等の方たちが調査している、漁協に入っていない200ぐらいの方たちは多分あまりそう複雑に入り交じることがないので、割とこの操業水域の行政情報をすんなり使うことができるけれど、大半を占める1,500ぐらいの漁協や組合を通じて取りまとめて調査票を報告している方たち

に関しては、この場合は抜いてこの場合は加えてとやっていくと、その方が難しいから、今までどおり調査をするという理解だけれど、漁業水域だけは全ての1,700客体に活用、行政記録情報から活用するという事で合っていますか。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 ありがとうございます。水域区分だけは、調査客体の全ての調査票から項目を削除することで、報告者はそこを記載しなくてもいいようにしたいと思っています。農林水産省側で行政記録情報を活用することで、今までと同じように公表することができるということを確認しておりますので、そのようにしたいと思っています。

ただ、ほかの魚種、どんな魚をどういう方法で獲ったかという漁業種類の部分を全てこの行政記録情報で置き換えるというと、大臣許可漁業に係る漁獲量のみ除外するという作業の方がかえって手間で、また少し負担になる。お互いに報告者にとっても負担になる可能性がありますし、最終的に取りまとめする方も少し難しくなるという可能性も考えられるので、そこまでは今の時点で考えていませんが、臨時委員のおっしゃるとおり水域区分につきましては、もう調査票から落としても、この行政記録情報を活用して、また、我々が今までの調査をやっている中で、行政記録情報から得られる水域情報をうまく活用すれば問題なくできるということが確認できましたので、今回客体負担を減らすという意味からも調査票から落としたいと考えています。また調査事項から落としても集計事項としてはしっかり出しますので、農林水産省として、これまで同様の水域別統計の公表はさせていただくということになります。

○小西臨時委員 ありがとうございます。手順3のポンチ絵について、水色のところは太平洋北西部、②、③は調査票データというの、分かりにくいかもしれません。ここは何かもう少し工夫した方が、今の御説明に沿った形にしたらいかなと思います。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 ありがとうございます。この②、③の調査票情報というのは、実はこの調査票情報から①を除いた部分ということです。①に該当するものを除いた調査票、①に該当するものがあつた場合はそれを除いたものが、この②、③のブルーのところ。大臣許可のものは全て水域がきちっともう特定できますし、逆に大臣許可以外のものは全部日本の近くで行っている漁業になるので、大臣許可の部分が除かれたものは、調査票情報に上がってきたものから①の大臣許可を除いたものは、このブルーになるということです。その説明がこの表、絵からは、やや分かりにくかったかなと思います。ありがとうございます。

○小西臨時委員 もう1点だけ、2ページの表1の報告書名で、結局、これは漁法も分からないと、この行政記録情報を使って調査票情報を細分化できないのではないかと思います。その遠洋底びき網漁業に係る漁獲成績報告書というその漁法は、先ほどやはり菊地調査官が見せてくださった資料2の14ページの一般的な漁法が全部入っていると理解していいですか。底びき網、まき網、かつおの一本釣り、いか釣りなど、そういうのが全部入っていると理解していいですか。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 おっしゃるとおりでございます。実はこれは漁法ごとに様式が定まっております、この大臣許可漁業は、17種類の漁業

が大臣許可漁業に指定されておりまして、それぞれの漁業種類ごとにこの様式が切られていますので、例えば沖合底びき網漁業の様式というものが出てくれば、漁法は沖合底びき網ということになりますし、別のずわいがに漁業とか、いか釣り漁業とか、かつお・まぐろ漁業とか、それぞれ漁業ごとに様式というものがあります。今回、表1でお示しさせていただいたのは、その大臣許可漁業の漁獲成績報告書のうちの一事例ということで、遠洋底びき網漁業というものを outsizing させていただきました。それ以外の漁業も、大臣許可に指定されているものはそれぞれの報告書のタイトル、決められた様式で上がってきますので、まず報告書のタイトルをもって、どういう方法で獲ったかという漁業種類は特定できるということです。

○小西臨時委員　ありがとうございます。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長　ありがとうございました。

○樫部会長　清水臨時委員どうぞ。

○清水臨時委員　ありがとうございます。今までの宇南山臨時委員、小西臨時委員のところである程度疑問は解決しました。まずは反対するものではありませんので、今回の改正には賛成いたしますというところで、その中での留意点的なことを私自身が感じたことをお話しさせていただきます。

行政記録情報を使うという、積極的に使っていこうという姿勢は賛成なのですけども、もちろん調査報告にも誤差がありますけれど、この行政記録情報というのも、私も専門分野においてもかなり様々な問題に今まで直面し、統計に使うときに多くの問題があるなということは認識してきまして、そのことによってそれを使うことによって様々な問題が逆に出てしまったことというのは出てきていました。そういう意味では網羅性でありますとか、そもそもの行政記録情報の正確性というものがどれぐらい信用できるのかというようなことが少し心配になったわけですけども、今の一連の小西臨時委員との議論のやり取りを聞いていますと、一概には、網羅性という意味ではもちろん報告をしなければいけないので、これは問題ありませんと。

今度、位置についても緯度・経度で報告されてくるわけでありまして、まずそこを置いて、それ以外のところには一定の誤差がかなりあるので、まだ利用がそういうところは使いづらい。統計で今回位置を使うといったときに、今回の統計にどういう問題が出てくるだろうかということになってきました。そのときに、統計の誤差をもたらすケースというのはこの緯度・経度を測定する時間と、併せて記録が正確に行われていて、そして水域マスターというポリゴンとの結合が正しくできるかどうか、そこでの作業というのが問題なくできるかどうか。そして、その時刻と結合されたポリゴン、水域マスターから持ってきた位置と、調査票とのマッチングというのが正しくできるかどうか。ここが宇南山臨時委員からの御指摘のあった名寄せの問題であるとかということだと思います。

誤差が発生するとしたら、この緯度・経度の精度、時刻、そして水域マスターとのマッチングにミスが起こらないか。そして記録された漁獲量との自国と名寄せされた船とのマッチングというところに誤差がないかというところが、重要になってくるのだろうなというふうに思っています。

この辺、問題がないかということを確認したかったわけですがけれども、私の今まで聞いてきた整理だと、この辺はクリアしているし、もう一つ質問したかったのは過去の統計、過去において急にこういうものを導入したら、過去との比較の中で誤差が出てくるのではないかと思ったのですけれども、過去からこの位置については利用してきたので、過去との整合性も取れているし、過去の実績からも、一連申し上げたようなミスというのは起こらないというふうに考えていいかということを最終的に確認したいと思いました。

以上でございます。

○**樫部会長** 御回答の方をお願いします。

○**橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長** 清水臨時委員ありがとうございます。まさに我々、過去からこの調査の補完ということで、この行政記録情報を使わせていただいております。臨時委員が今おっしゃるとおり、そういった継続性であったり、問題なく置き換えられるだろうという項目であったり、これまでやってきた中で、大丈夫という確信を持って今回申請までさせていただいているということでございます。このため、問題なく進めさせていただけると思っております。ありがとうございます。

○**清水臨時委員** ということは、緯度・経度の記録は、必ず正確になされているということですね。

○**橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長** ここは統計調査であっても、この行政記録情報であっても、報告者が正しく報告していただいているという前提に立つしかないのですけれども、どこで獲ったかということを確認することについては、きちんと仮に調査票に書いていただく場合であっても、大臣許可漁業の漁績を活用する場合であっても、疑義があった場合は突合して問題ないなということも確認している場合もあります。そういった意味で問題ないだろうというふうに思っています。仮に、漁船の方がそのうその水域や間違った水域、誤った数値を記録して、調査票だったり行政記録情報を報告してしまった場合、それが本当に正しいかということを確認するのはなかなか難しいと思っていますけれども、そういうことをする意味がないと思っていますし、基本は報告者が正しく記入、記載していただいているという前提に立てば、それは問題ないと、問題なく記載していただいているというふうに考えています。

○**清水臨時委員** 分かりました。今、少し私、もう一つ逆に心配になってきたのが、緯度・経度というのは自動的に漁船が、例えばセンサーリングされて取れるものだというふうに思っていたのですけれども、この緯度・経度についても手書きか何かで報告されてくるものなのですか。

○**橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長** すみません、私はそこは少し分かりません。その漁績の紙に出力されるときに、もう自動的にされているのか、基本、操業している場所というのも船の記録としてきちっと残っているので、なので、そこをきちっと書き写してくれば全く問題ないと思っているのですが、そこを何か機械的にやって報告するシステムになっているのか、それともそのエクセルとかに入力し直して報告しているのかは、すみません、そこまで確認はできておりません。

○**清水臨時委員** 分かりました。僕らがデータを使うときにそのデータジェネレーション

プロセスでどういうふうにかこのデータの緯度・経度が作られているのか、小数点以下何位とかそういうことを見ながら、緯度と経度を使うときって大切にしているのですけれども、今回すごく大きな水域の中なので、桁が一つずれても、桁が少し小さくてもいいのですけれども、やはりそうすると手書きでもし写しているならばそういうようなミスも出てくるかもしれないし、それも自動的に取れるものだと少し頭に入れて考えてしまったものですから、そういうもののきつと精度なども、変更の方向性に反対するものではないのですけれども、誤差が出るとしたらそういうところでも出てきてしまうので、やはり行政記録情報だから大丈夫ですということではなくて、行政記録情報の一つ一つの数値の精度、正確度をデータがどう作られているかということも含めて、これから確認されていくといいなというふうに思います。

以上です。ありがとうございます。

○**樺部会長** 小西臨時委員、どうぞ。

○**小西臨時委員** すみません。多分ここが一番今回大事なところだと思うので、もう一つ質問させてください。農林水産省の資料ですと、各機関が持っているデータというのは、船の名前も経営体番号も識別されているもので、資料3の4ページの下の図、これは水揚機関が持っているデータで、これを皆様に調査として報告するわけではないという理解で、合っていますか。

○**橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長** この水揚機関が持っているデータを我々審査のために提供していただいたり、閲覧したりということで、この資料で実際補完業務を過去からしてきているというものになるのですけれども、こちらを引き続き御提供いただくことで、問題なくできるということです。

○**小西臨時委員** 悉皆の1,500の漁協の方がカバーしている漁業者の方たちに関しては、全部農水省のところに提出されてくるという理解でいいのですか。

○**橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長** そうですね、このような作業が必要で、このようなデータ提供を頂きたいという、全てというか必要ないところまでは御提供を求めない場合もあるかと思います。

○**小西臨時委員** 今までそうしてこられたんですね。

○**橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長** そうということです。

○**小西臨時委員** これが全て農水省で入手できるなら本当にいいですね。行政記録情報も大事ですけど、この業務から得られる情報もすごく大事だと思います。今回の変更で、操業水域が削除されますが、水域は異なるけれど、魚種や漁法が一緒だった場合は、抜き差しするのが大変だと思います。その点は大丈夫ですかという質問がこの黄色のパートだと思います。

これについては、漁協などの組合は持っていて確認のために必要なときに提出してもらっていたものを、これからは、全部毎回もらえば、調査項目の削除により合計から引き算しなければいけないときも間違わなくていいと思います。それをこれからはされるということでもいいのですか。

○**橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長** おっしゃるとおりでございます。

必要なところにつきましては、このようなデータを御提供いただくことで、要は大臣許可漁業以外の部分が明確になるということでございます。

○小西臨時委員　ほとんど全部の場合に必要なと私は理解しています。それがあれば引き算の間違いも減るし、操業水域が削除されても、魚種や漁法等が混ざった分を分解することができると思うので、その点分かりやすく書いていただくといいなと思いました。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長　ありがとうございます。全てというのではなくて、そもそもその大臣許可が該当していない漁協とかもあるようでして、その場合は、要はこれまでどおり調査するという形になりますので、それは水域としては、太平洋北西部になるのですけれども、大臣許可漁業を除くというものが要らない漁協については、このようなデータは頂く必要がないということになるかと思います。

○小西臨時委員　操業水域を削除することを議論するには、この調査の客体構成、大臣許可漁業と操業水域の関係、誰が対象でどんな影響があるかが客観的にわかる情報を出して頂くと、早く正しい理解と深い議論ができると思います。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長　すみません、少し資料が足りなくて申し訳ございません。うちの資料3の最後のページ、御覧いただければと思うのですが、海面の全体のうちの相当の割合が太平洋北西部、その61というところに該当しておりますので、量としては相当部分が14ページ、数字が、総量がありますね、海面漁業総量というのが295万というところなのですが、右側の方の太平洋の北西部は61ということで、272万ということで、相当部分が太平洋北西部に該当して取っているということになります。なので、漁業の、すみません、調査客体のうち大臣許可が一切含まれていない水揚げ機関数というところまでの仕分はできていないですが、漁獲量としては相当の部分が太平洋北西部で行われているということを御参考いただければと思います。

○小西臨時委員　そうですね、客体数、水揚げ機関数、漁獲量などの客観的な情報でどれくらいが対象になり、影響があるかに基づいた議論が必要だと思います。

○樫部会長　小西臨時委員、申し訳ありません。結局これは引き算で求めていますので、要するに太平洋北西部以外のところは、大臣許可を取っているわけです、みんな。ですから、大臣許可を取るべき漁船、取っている漁船のというのはきちんと漁業とひも付けができるわけです。ですから、そこがきちんと正確に引き算する部分が取れていれば、もとの数字は全体があるわけですから、間違いなく残りの太平洋北西部ですか、それは出てくるという理解で、大臣許可ではないところがどれくらいあるかというのは細かく漁船が全部分からなくても、大臣許可を取っているものがどういうふうに獲っているかというところがきちんと分かっているれば、引いているものが間違っていないから、この引き算した答えは間違っていないという、それで問題ないのではないかと思いますのですけれど。

○小西臨時委員　そうですね、分かりました。ただ、最初に変更が及ぶものがどれぐらいの規模なのかというのは、御説明があると分かりやすいなと思って発言しました。

○樫部会長　田中審議協力者、どうぞ。

○田中審議協力者　全漁連の田中でございます。御参考になるかどうか分かりませんが、今回の変更の対象となる水域が報告されなくなるのは、多分太平洋北西部以外に出ていく

ところですので、それは遠洋まぐろとか遠洋かつおとか遠洋底びきとか、二百数十隻ぐらいではないかなと思います。その二百数十隻は漁獲成績証明書がきちんと提出されていますので、それでそれぞれの操業水域は捕捉できます。ほかの数万経営体、99%以上は太平洋北西部のみで操業するので、この変更を行っても仕分が可能なのかなというふうに理解をしています。

以上でございます。

○**樫部会長** どうもありがとうございます。小西臨時委員、今の御説明でよろしいでしょうか。

○**小西臨時委員** ありがとうございます。

○**橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長** すみません、こちらの資料が不十分だった点、申し訳ございませんでした。御指摘ありがとうございます。

○**樫部会長** すみません、議論が最初の操業水域の話だけではなくてほかの部分にも少し及んでいるのですが、取りあえず最初の議論のところ、操業水域を行政記録情報で把握することについて、まず皆様の御意見を集約しておきたいと思うのですが、今の御説明いただいたところで操業水域を調査票から落とすということについては、落とす部分は大臣許可で、遠洋漁業等でやっている人たちがほとんどなので、それによって調査されることも成績もきちんと確実に取れていると、そういうことで、調査漏れが起きたりするということもなさそうというふうに私は理解したのですが、この点について今御説明いただいたところで、皆様、大体御理解いただけたというふうに理解してよろしいでしょうか。委員の皆様、いかがでしょうか。どうぞ。

○**菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官** すみません、事務局でございます。念のための確認でございますけれども、清水臨時委員から緯度・経度は手書きで報告されているのかどうかという御質問いただいていたわけなのですが、ここのところは清水臨時委員、農林水産省の方で確認してお答えした方がよろしかったでしょうか。

○**清水臨時委員** いや、特にいいですというか、その辺がきっと誤差が生まれるとしたらそういうところに出てくるだろうなというふうに思いましたので、何か緯度・経度は自動的に取られているものではないのかなというふうに思っていましたので、これから統計を作っていく過程において、それだけではなくて、行政記録情報を使うといったときに、それぞれの記録が、情報がどういうふうに測定されているのかとか、そういうことを丁寧に見ていかないと、行政記録情報だから安心して使えますということではないということだと思いますので、その辺に注意していただければということだけでございます。

○**菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官** 分かりました。ありがとうございます。

そしてすみません、小西臨時委員のお話の中で、今回この変更が及ぶ範囲を示してもらえれば分かりやすかったというようなお話があったのですが、今までの田中審議協力者の補足などで、この点についても特に追加のコメントは何か、宿題のような形で受け止めなくてもよろしかったでしょうか、その点だけ念のため確認させてください。

○**小西臨時委員** 大丈夫です。ありがとうございます。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 分かりました、ありがとうございます。すみません、失礼しました。

○樫部会長 よろしいでしょうか。今のところですが、操業水域を行政記録情報で把握をするというところだけに限って、まず御意見を伺いたいのですけれども、操業水域のところを調査票から落として行政記録情報に置き換えるということについて、私は皆様の御理解いただいたというふうに理解したのですが、それでよろしいでしょうか。

それでは、最初のところは、御異論はなくて、そして御質問についても大体御理解、お答えをいただいたことで分かりましたということで整理をしたいというふうに思います。

それでは、次の2番目の論点のところ、そこに話を進めたいというふうに思います。2の審査メモの4ページ目になりますでしょうか。②として漁業調査票の報告者となっている経営体のうち、大臣許可漁業のみを行う経営体について、原則報告不要とするということについて、事務局から御説明をお願いします。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 それでは、事務局でございます。審査メモの4ページを御覧ください。

この調査については、諮問の際にも森統計審査官から御説明しましたとおり、漁協などの水揚機関の回答で、全ての漁獲量の95%以上が把握されているというところなのですが、水揚機関を通さずに流通させている経営体などについては、数は少ないですけれども、経営体に対して直接回答を求めています。

この部分の変更として、そういった直接回答する経営体のうち、大臣許可漁業のみを行う経営体について、原則報告を不要とするという変更が計画されています。漁業法に基づく業務報告では、枠囲みの参考にも例示をしましたがけれども、先ほどの操業水域だけではなくて、漁業の方法、漁獲量、この調査の調査事項と重なる部分について報告を求められています。そして、大臣許可漁業の業務報告については、電子化が進んだことにより、令和5年度からそのデータが活用できる状況となっています。

これを踏まえまして、農林水産省の方で審査メモ4ページの真ん中のところ、下線の部分となりますけれども、直接回答を求めている経営体のうち、大臣許可漁業のみを実施している経営体の報告者について、原則として本調査の報告を求めないということを計画しています。図表2を見ていただきますと、表の上の部分に報告者として水揚機関とか経営体といった区分を設けておりますが、このうち黄色く網かけをした部分、ここに該当する経営体について、原則報告を求めないというものでございます。

次の5ページ目のイの部分です。この変更に対する判断となりますけれども、行政記録情報等の活用による報告者の負担軽減の観点から、おおむね適当であるというふうに統計審査官室としては考えております。ただ、図表2を御覧になってもお分りのとおり、報告不要にする範囲は結構限定的でございまして、大臣許可漁業のデータの活用が可能ということであれば、水揚機関及び大臣許可漁業以外を行っている経営体についても報告不要にはできなくても、行政記録情報の活用による負担軽減の余地があるのではないかと考えられることから、論点を立てて確認したいと考えております。先ほどの議論の中のお話とオーバーラップするところがございますけれども、この点について御説明をいたしました。

事務局からは以上です。

○**樫部会長** ありがとうございます。それでは、論点に対する回答について調査実施者から御説明をお願いいたします。

○**橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長** ありがとうございます。農林水産省でございます。それでは、資料3の6ページを御覧いただければと思います。

今の論点ということで、論点2つ頂きました。1つは水揚機関について、太平洋北西部以外については全て大臣許可漁業ということなので、逆に太平洋北西部だけを回答してくださいというようなことをすると、報告負担の軽減になるのではないのかということですが、先ほども少し御説明の中で触れさせていただきましたが、一部の船だけを区分をしたり、また、逆にその一部の水域のみを区分をして報告を求めるということになりますと、今回、報告者側にもう水域区分は報告させなくていいということで負担軽減を図りたいという趣旨からしても、本来の目的である報告負担の軽減にはならないということで、このような形にはしない方がいいのではないのかというふうに考えているところです。

一方、次の論点の2になりますが、この経営体調査について、経営体が自らの活動状況について回答するということなので、何をしているかの区分が容易なので、大臣許可以外を回答してくださいと求めてもいいのではないのかというような御指摘となっております。こちらにつきましては、6ページの回答の2のところに、論点2についてはということで回答を記載させていただいておりますが、調査対象から簡単にそういった区分した報告ができて、調査客体としてもそれが負担軽減のために望ましいということであれば、大臣許可漁業部分を除いて回答してくださいというお願いをするということとはできるのではないかなと思っています。

ただ、全ての経営体について、必ず大臣許可部分は除いて報告してくださいというふうに一律にしていまいますと、しかしながらというところに書いてありますとおり、調査対象においても、最近の漁業環境等も踏まえて、年によって複数漁業を営む調査対象など、漁法であったり、活動内容や許可区分が場合によって、年によって変動する場合が全くないというわけではないということと、大臣許可のみを除いて回答することになると毎年仮に変動したりするような場合は、その区分の確認の負担を求めたり、場合によって、本来、調査をしなくてはいけない客体が漏れてしまったり、また、調査、報告しなくていいよということで記入漏れになったりという可能性もありますので、一律に、全ての経営体について大臣許可漁業分は除いて報告してくださいというふうにしてしまうと、あまりよろしくないかなと思っています。

ただ、冒頭申し上げたとおり、一律ではなく、今回原則という形にさせていただいているのですが、一律ではなく原則とすることで、調査対象から御理解が得られて、また負担軽減につながる場合は報告を不要にするというような形で調査客体ともよくコミュニケーションを取っていきながら、間違いのないような形で活用できるところを増やしていくというような形の運用をさせていただければというふうに考えているところでございます。

私からの説明は、以上とさせていただきます。ありがとうございます。

○**樫部会長** 御説明、どうもありがとうございました。それでは、ただ今の御説明につい

て御質問や御意見があればお願いしたいというふうに思います。宇南山臨時委員、どうぞ。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。宇南山です。今の説明も原則論としては問題ないと思うのですが、この原則報告を不要にするの意味を確認したいと思います。報告を求めないという場合に、例えば調査そのものをしないことにしてしまうと、今御説明の中にもあったように漁場を変えるみたいなことがどれぐらい発生するのか。私は感覚を持っていないのですが、例えば遠洋から近海の方に移ってきた場合に、一度、調査をしないことにしてしまうと、そういう変化が把握できなくなってしまうのではないかなというのが少し心配です。この報告を不要にするというのは、例えば大臣許可漁業しかやっていませんというところをチェックすることで報告に代えとか、そういったことをイメージしているのか、それとももう最初からここは大臣許可漁業しかやっていなさそうだから、調査の声もかけなくなるということなのか、そこだけ確認させていただければと思います。

以上です。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 宇南山臨時委員、ありがとうございます。おっしゃるとおり、我々としては過去の操業状況であったり名簿も整備していますので、ある程度、その操業の可能性のある漁業種類というものは、把握はできていると思っています。

そういう意味で、大臣許可漁業以外の漁業を営む可能性のある経営体については、間違いなく例外的に確実に大臣許可しかしていないという確証がないものについては、調査をさせていただくこともあるのかなと思っています。結果として、実は大臣許可しかやっていなかったという結果もあり得るかなというふうに思っています。そういう意味で調査漏れとか、記入漏れがないような形で、よくコミュニケーションを取りながら、原則不要といったときに、不要としたがために必要なデータが取れなくなったということのないように、そこはきちっと確認しながら進めていきたいと考えております。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。かなり調査客体とコミュニケーションが取れているという意味で、それほど心配ではないと理解しました。統計利用者としては、一応調査の対象で、調査はしていますけれども、ここは行政記録情報で代えていますと説明された方が分かりやすいような気がします。原則報告を不要とするよりは、調査対象にはするが、実際には回答していないという形式が分かりやすいが、調査対象として扱うと、煩雑になることがあるのでしょうか。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 そうですね、今の臨時委員の御指摘を受けてそんなに問題、臨時委員のおっしゃるような形で取り扱っても、問題はないのかなという感じはしております。また総務省とも御相談させていただきながら、そこはどのような規定の仕方がいいのか検討します。

我々もせっかく行政データ使うのであれば、客体負担の軽減を求める観点から、必要ないところは報告しないというような形の方がいいと思ってこういう形で書かせていただきましたが、おっしゃるとおり、必要なデータが取れなくなるリスクがあり、間違いなくその方も今回のこの海面漁業生産統計調査の結果には入ってくる方になりますので、確かに

調査対象に当然入っているべき方だと思いますので、その記載の仕方など工夫できないか検討させていただければと思います。ありがとうございました。

○宇南山臨時委員 よろしくをお願いします。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 ありがとうございます。

○樫部会長 小西臨時委員、どうぞ。

○小西臨時委員 ありがとうございます。宇南山臨時委員の意見とほぼ同じで、言葉だけだと分かりにくく、資料2の審査メモの図表2の表が分かりやすいなと思いました。御説明と宇南山臨時委員の御質問を合わせると、調査対象が大臣許可漁業かどうかは、どんな漁業をしていくかなので、変わる可能性が当然あるので、本調査の全ての対象に対して漁の場所が変わるかもしれないことを前提で議論をした方がいいと思います。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 ありがとうございます。小西臨時委員のおっしゃっていただいたとおり、大臣許可のみとそれ以外というところで明確に分けるというのも微妙だという御指摘だと思いますので、少しそこは工夫させていただきたいと思います。

また、一括調査につきましては、大臣許可漁業をやっているともう明確に分かるところで、逆に明確に漁獲量とかが分からないところを一括調査という形にやっていますので、一括調査につきましては、大臣許可漁業の部分を除くということは恐らく発生しないのではないかなというふうに思っております。

○小西臨時委員 そうなのですか、一括調査の対象については、大臣許可漁業ではないかよく分からないからということですか。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 そうです。

○小西臨時委員 分かりました。なるほど、組合にも入っていないし、中にはいるかもしれないけれど、よく分からないからということですね。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 一括調査は、一部の人に聞き取って、その代表者の方にどれぐらいの割合ですかと周辺の人に聞いた情報から推計するような部分がありまして、それほど量は多くはないのですけれども、この漁獲量に占めるウエイトもかなり小さいのですが、ここは大臣許可漁業ではないと思っていただいて大丈夫です。

○小西臨時委員 その点に関しても、変化したときのことを把握するためにも、一括かどうかは別として、経営体のところは少し表現の仕方や、あと、毎年毎年1回除いてしまったらもう復活できないのかとかいう問題とも関係すると思うので、調査計画の書きぶりについては、総務省と相談してください。

あとは行政記録情報が、丸々活用できることで免除されるのが7経営体ということで、今後どう広げていくかということがすごく重要だと思っています。何かその点に関しての見通しはありますか。今回は、抜いて答えてもらうのが大変だから、操業水域についても行政記録情報を完璧には生かし切れていないし、行政記録情報を活かす対象をすごく増やすこともできていないので、今回成功した暁には、どういうふうに行行政記録情報だけとか、大部分の調査を行っていくという方向を考えていらっしゃるのか。将来的な決まって

いるようなことがあれば、決まっているかプランがあれば聞かせていただければなと思っています。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 ありがとうございます。行政記録情報も大臣許可漁業以外にも、都道府県が持っているようなデータ等も活用できないかということで、検証の方は進めていければと思っています。このため、都道府県にも少し都道府県の方で持たれているデータを御提供いただけないかというようなお願いをしています。実際、都道府県の持つデータを統計調査に活用できるかどうかという検証を行っており、また、実際そういったデータを統計調査のために御提供いただけるのかとか、そういった調整をこれから進めていくことで、少しずつではありますがありますけれども、使える行政記録情報については、拡大していきたいと、思いとしてはそういう方向でございます。

ただ、まだ今の時点では、確実に置き換えられるという部分がそれほど多くなかったために、今回のような、特に完全に置き換えられるのは水域区分だけということで、少し、何でここだけなのかという感じにはなっているのですが、将来行政記録情報がもっと使いやすい形で、また、そういった御提供についても御理解いただけるような働きかけはしていきたいと思っています。できるだけ調査客体の負担も減るような形を目指して、取り組んでいきたいと思っています。引き続きよろしくお願いいたします。

○小西臨時委員 ありがとうございます。できない理由の大きいところは大臣許可と許可ではないものが混ざっている大きい経営体の方たちの回答負担だと理解しました。そこは今後分けることができたり、あと、太平洋北西部以外や北西部などチェックで分けられるようになれば、そこだけ回答していただければ、何か解決する部分とかもあると思うので、試行をしていただけたらいいなというふうに思います。

以上です。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 ありがとうございます。そういった仕分もスムーズになってきており、水揚機関の電子化も少しずつ進んでおります。ただ、全国一律に電子化できているかというのと、すごく力のあつて大きい港を持っているような漁協ですと、相当このA Iというかスマート漁業というか、進んでいるところもあるのですが、全ての漁協や港がそういう体制になっておりませんので、できるだけそういった電子化が進んでいるところから積極的に使わせていただくとか、我々も少し工夫しながら進めさせていただければと思います。ありがとうございます。

○樫部会長 ほかに御意見、御質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

それでは、この部分につきまして、皆様の御意見を取りまとめたいと思うのですけれども、議論がありましたのは、原則として報告を不要とするというところで大臣許可漁業のみを行う経営者に限るというこの書き方のところが、大臣許可、それ以外のものをやりたりやらなかったりする場合があるので、申請された調査計画案の書き方だと、調査対象にしないといけないところが落ちてしまうようにも読めてしまうという意味で、書き方を少し工夫していただくということかと思っていますけれども、行政記録情報は原則として積極的に使っていくということを少しアピールしたかったので、こんな表現になったのかなと思うのですけれども、その辺との兼ね合いで、少し総務省と調査実施者の農林水産省の方で、

書き方を相談していただければということで、そこを少し工夫するという以外は、大体皆様の御理解が得られたということでこの部分、取りまとめたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

御異論がなければ、小西臨時委員からも御発言ありましたように、いろいろな行政記録情報を活用していくことについて、今回は大臣許可漁業のデータが使えるということで、操業水域別の調査区分を落とすという調査票の変更になったのですけれども、都道府県などのデータの整備の状況などを見ながら進めていきたいという農林水産省の方の積極的なお話もありましたし、その辺は今後の課題というような形で、答申の方に少し書くということを検討したいということも、取りまとめに含めたいのですけれども、よろしいでしょうか。

御異論なければ今の2点。1つは原則不要というところの書きぶりの話と、それから今後の課題に、行政記録情報の更なる利用の促進といったことを書くという方向で検討するというところを取りまとめとして、この点については、おおむね皆様の御理解が得られたということで、次のところに進みたいというふうに思います。

それでは、次に、審査メモの6ページですけれども、法律に基づく陸上養殖業に関する実績報告を審査・集計の際に活用できるものとして、調査計画に追記することについて事務局から御説明をお願いいたします。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 それでは、事務局でございます。資料2の6ページ、審査メモの6ページについて御説明します。

その前にすみません、資料1-2、申請書類の24ページ、今、画面に出させていたしております。こちら、先ほど来御説明しておりますけれども、漁業法に基づいて、様々な業務報告の提出が求められていまして、この調査では、以前からも提出された調査票の審査・集計の際に、これらの業務報告を活用して集計の精度を高めているというところでございます。そして、どのような業務報告を活用しているかということを示すために、今御覧いただいております調査計画の中で一覧として示しています。

この御覧いただいている、この変更後の計画にはなるのですけれども、下から2段目のところに記載されています内水面漁業の振興に関する法律、この行のところを追加したいというのが今回の変更内容になります。なので、調査の実査部分で変更が生じるというものではございません。

審査メモの6ページの方に戻りまして、海面漁業を調べる調査なのにどうして内水面なのだろうというような感触をお持ちの方もいらっしゃると思いますので、少し背景を簡単に説明します。海面養殖といいますと、一般的には波静かな海岸で行うというイメージがございましたけれども、近年、海に面しない内陸において海面と同様の生育の環境を整備した養殖場を設置して、そこで海水魚等を養殖するという新たな養殖業が営まれ始めていまして、海水陸上養殖業というような名前になるそうです。

このような状況を踏まえまして、農林水産省の方で、海水陸上養殖業を内水面漁業の振興に関する法律に基づいて、農林水産大臣に届出を要する業態というふうに定めまして、年間の実績の報告というものを義務づけいたしました。具体的には、令和5年度分以降、

その実績が順次農林水産大臣に報告される見込みということです。まだ始まったばかりということです。そこでこの情報も、今後、本調査の審査集計等に活用できますということで、先ほど見ていただいた一覧に追加しようというものです。

次のイの部分に記載しておりますけれども、この変更自体は統計作成のプロセスで活用する情報の明確化ということで問題ないというふうに考えております。ただ、この審査過程において気づいたことがございます。ウのところを示してございますが、要するに海水陸上養殖業の全体をこの調査で把握できているのかどうかということでございます。この調査、海産物の漁獲・収獲の状況を把握する調査ですので、従前から、地域的な範囲を基本的に海面に沿う市区町村というふうにしてきました。そのため、沿海の市町村の域内であれば、海水陸上養殖業の状況についても、結果として回答に含まれていたということになります。

しかし、海に接しない市区町村、内陸市町村と申しましょうか、こちらについては、都道府県単位で分かりやすく言いますと滋賀県とか埼玉県とか、調査対象地域には含まれないということになりまして、そこで行われている海水陸上養殖業については、把握対象にはなっていないということでございます。

この状況を図にしたものが審査メモの別添資料3となりますので、画面表示をいたします。この表の一番下の行ですけれども、法律に基づく実績報告についてはどこで行おうと提出しなければなりません。ただ一方、海あり県の内陸の市町村や海なし県については、本調査の対象となっていないということです。

この図の注書きにありますとおり、内水面漁業については、別途、一般統計調査が行われているのですけれども、そこでも養殖業は専ら「ます類」とか「あゆ」とか「こい」「うなぎ」に限定されていて、海産物を養殖する海水陸上養殖業は把握対象にはなっていないということです。ですので、現状では、海水陸上養殖の国内全体の総量について統計調査では十分把握できておらず、少し言い方変えますと海産物の養殖についての数値は過小評価になっていると言える状況かなと思います。

審査メモの7ページに戻っていただきまして、この状況について農林水産省、今のところ、内陸市町村の海水陸上養殖業を本調査の対象に追加する予定はないというふうにしております。統計調査として把握するか、業務統計として整理するかというような選択肢はありますけれども、新しい産業の動向をどのように把握するのかということでもありますので、その点も含めて論点立てをしております。

事務局からは以上です。

○樫部会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の点につきまして、農林水産省の方から、御回答をお願いをしたいと思います。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 ありがとうございます。農林水産省でございます。

資料3の7ページ目、(2)のところから今御説明いただきました、活用が想定される行政記録情報の追記ということで記載がございました。回答ですけれども、論点2つございまして、まず、こういった情報を審査に用いて具体的にどういう活用をすることが想定さ

れていますか、また、2つ目の論点といたしまして、今の統計調査の方で把握していないものについて、今後どのような見通しを持っているのかという2点の論点を頂いております。

まず、1つ目、こういった情報を審査に用いるかということで、回答の欄になりますけれども、様式が2ページにまたがっておりますが、陸上養殖業が届出制になったということに基づきまして、この実績報告書例のような実績報告書が提出されていくということになります。まず、養殖事業者の住所、氏名など、そういったものが名簿整備に活用されるということですし、次の8ページ目を御覧いただきますと、2のところに魚種名、あとその収獲量ということで、どんな魚がどれだけ収獲されているか。ちょうど月別に4月から1年間の分がありますので、統計調査といたしましては、1月から12月の1年分ということになりますので、こちらのデータを組み替えることで、このような項目についても活用ができるのではないかとということで、今回このような新たに届出が出てくる行政記録情報についても、統計調査の審査などで御活用させていただきたいということで申請をさせていただきます。

9ページ目の方を御覧いただければと思います。まず、こういった活用を考えているのかということですが、実際まだこの制度が始まったばかりでございます。令和5年の4月から届出制度が始まりまして、この令和5年4月から3月の分が今度のこの令和6年の4月に実績報告書として上がってくるとのことですが、この4月から3月だと、1月から12月分のデータには少し足りておりませんので、実際、統計調査として活用できるのはその次年度以降、1月から12月のデータがしっかり出てきてからかなとは思っていますが、例えば統計調査の方で回答をいただけなかったような場合に、調査の補完をさせていただくという意味で、今回、この行政記録情報を活用させていただけるのではないかなというふうに考えているところです。

まだこの届出制自体が始まったばかりということもありますし、あと、海水を使ったこの陸上養殖というのも新しい業ということになりますので、今直ちに、今はもう行政記録情報としてきちっと情報収集されているということもありますので、統計調査として直ちにこれを含めて調査をしようという計画にはなっていません。9ページの3の部分にあるように、今後、本統計調査等を併せた形で、海面養殖業の生産量を一体的に把握するということが必要になった場合は、こうした行政記録情報の保有元から御了解をいただけるということが前提とはなりますが、今後、参考値などとしてまとめて公表していくということも検討させていただきたいと考えているところです。

私からの説明は以上になります。ありがとうございます。

○樫部会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明につきまして、御質問、御意見のある方、お願いいたします。清水臨時委員、どうぞ。

○清水臨時委員 ありがとうございます。一つ、意見ということだけなのですが、我々こういう統計とか政策を考えていくときに、今の段階での精度を高めるということと、未来に向かって精度を高めていくとか、未来に向かって誤差が大きくなることを潰していくという姿勢が必要になってくるのだらうなというふうに思います。

そういう意味で海面養殖業というものが内陸で行われるという傾向が新しい産業として出てきたということは、これからきっと産業として大きくなっていく可能性が高くなっていくということですから、そういうものを捕捉しないで統計を作っていくと、将来において誤差が大きくなっていくということを認識しながら、これから積極的にそういうことを取り入れていくことの意識を高めていくことは必要ではないかなというふうに思っていました。

以上、意見でございます。

○樫部会長 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問のある方いらっしゃいましたらどうぞ。小西臨時委員。

○小西臨時委員 今のところは、どのような感じで行政記録情報が集まってくるか、どういうふうに活用できるかということも分からない状態だと理解しました。また、本調査では、海に接していない県の方たちは、そもそも対象ではないので、もし内陸市町村の海水陸上養殖業の方たちを対象にするとすると、調査名簿の変更からという話で、それはまたすごく大きな話だと思います。

しかし、新しい業態について、清水臨時委員がおっしゃったみたいに収獲量や売上高などを捕捉することが国の漁業の実態を把握するためにも必要だと思います。その様な状況で、いきなり調査対象とするのは大変だけれど、新たな行政記録情報が入手可能となり、統計に利活用しようと、今後の取組のリストに入れようとするのは、非常に前向きなシグナルだなと評価します。ですので、検証をして使えそうであれば先ほど清水臨時委員がおっしゃったみたいに海面漁業生産統計調査の参考表とか、今後の漁業の在り方のような形で調査のホームページのところで公表したり、そういう何か前向きな課題が加わるというなと思いました。

○樫部会長 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問のある方、いらっしゃいますか。それでは農林水産省、何かコメントがあれば。

○橋本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 清水臨時委員、小西臨時委員ありがとうございます。今お話しいただいたとおり、新しい業態ということもございまして、直ちに今の統計のスキームで、海面養殖業の中に一緒くたにしてしまうと、統計の数字の連続性という意味でもかえってよくないかなと思っていまして、ここは実際この届出制を今やろうとしている、やり始めた水産庁の方も、データとしてはきちっと分けて把握して、少し別々の、統計調査と分けたデータとしてきちっと押さえていきたいという御意向もあるようですので、当面はまず分けた形で、それぞれ必要なデータを取っていくのがいいのかなという感じがしております。

ただ、せっかく行政記録情報ということで集めていただきますので、統計調査の方でも活用できる部分が想定されるのであれば、そこは活用させていただきたいというふうに考えておまして、直ちに、今回集めていただいたデータがそのままそっくり置き換えられるというような性質のものではないとは思っていますが、一部でも活用させていただけるのであれば、そういった仕組みの中に組み込んでおきたいと考えています。すごくたくさん活用できる当てがあるわけではないですが、やや前向きに、今、前向きにということでは

お言葉を頂戴いたしましたけれど、まさに欲張りな、少しでも使える可能性があるなら使えるようにしておきたいということで、追加させていただいたところです。

こちらにつきましても、届出制度の動きなり動向なりもよく見ながら、必要な対応を統計としても取っていけるように、よく行政部局とも連携しながら進めていければというふうに考えているところです。どうもありがとうございました。

○樫部会長 ほかに御意見、御質問はないでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただ今の審議の部分ですけれども、審査集計に活用できる行政記録情報が増えるということで、この方向性に特段異論はなくて、むしろ積極的に推進すべきだという御意見が多かったというふうに思います。

一方で、海水を用いて陸上で養殖をするというのは、非常に新しい産業形態ですので、この産業の発展がどういうふうになっていくのかということも併せて、どのように統計を整備していくのかという問題の提起もあったというふうに思います。これについて、事業を行うに当たっての手續が始まったばかりだということで、直ちに統計にするとか何か対応ができるというわけではないというふうに思いますけれども、将来的にこの産業がどうなっていくのかということも注目もされますし、いずれは統計化ということも必要になるという問題ではないかなというふうに思います。

法律を所管する部局や事業者との関係もありますので、すぐにとすることは難しいかと思えますけれども、海水を用いた陸上養殖業の実態に関する実態を調査して統計化していくということについて、検討していただきたいと、あるいはそういうことも必要になっていくのではないかなというようなことについて、今後の課題というような形で答申の中に盛り込むことにしたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

御異論がなければ、では、そういう取りまとめで、この行政記録情報を活用できるリストに新たに追加するということについてはむしろ積極的に我々としても賛成するということ、それから、海水陸上養殖業の実態については、統計化を視野に入れて検討していただきたいというような要望を今後の課題として盛り込んでいくという方向で、事務局に答申案の整理をお願いするということで、この部分の取りまとめとさせていただきたいというふうに思います。

それでは、大分長くなってしまいまして、審議の残りがあるのですけれども、予定していた終了時刻も近づいてまいりましたので、ここで審議はここまでということにさせていただきたいというふうに思います。本日、審議できなかった事項につきましては、次回の部会で議論するというので、申し訳ないのですけれども、もう1回部会を開かせていただきたいというふうに思います。

各事項の取りまとめにつきましては、それぞれのところで行っておりますので繰り返しませんけれども、審議を終了した事項については、本日の結論を受けて答申案を作成することができると思います。

このため、次回の部会では本日審議できなかった事項、それから、総務省と相談することにして、原則として大臣許可のところは調査しないというところの書きぶり、

ここの書きぶりの検討のほか、本日審議を終了した部分の答申案の確認審議をお願いしたいというふうに考えております。

なお、本日の部会審議の内容につきまして、追加で御意見やお気づきの点がございましたら、時間が短くて恐縮でございますけれども、来週月曜日、7月8日の正午までに事務局宛てに電子メールで御連絡を頂ければというふうに思います。また、本日の審議結果については、今月下旬に開催予定の統計委員会で私から報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、事務局から連絡をお願いします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 御審議ありがとうございました。本日は少し遅い時間に始まったこともありまして、この時間で終わらせていただきたいと思いますけれども、ただ今、部会長からお話がありましたとおり、次回の部会は、7月の29日月曜日の10時から、今回同様、実参加とウェブの併用による開催を予定しております。お忙しい中お時間を頂き恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

また、先ほど、部会長の方からお話がありましたけれども、追加の質問事項やお気づきの点等ございましたら、7月8日月曜日の正午までに、メールにより事務局の方まで御連絡いただきたいと思います。本日の配布資料は、また次回以降の部会でも審議資料として利用しますので、保管していただきますようよろしくお願いいたします。

最後に、本日の議事録については、また、後日事務局の方で作成次第、別途メールで御照会いたしますので、こちらにつきましても御確認のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○樫部会長 それでは、長時間にわたりまして、皆様ありがとうございました。以上をもちまして、本日の部会は終了といたします。次回もどうぞよろしくお願いいたします。